

## 「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方」の諮問について

環境農林水産部環境管理室

### 1 我が国の化学物質に関する主な対策について

国内で使用されている化学物質は数万種類と推定され、化学物質を様々な用途に使用することによって豊かな現代社会が成立

化学物質によっては、大気や水などの環境を経由して人や生態系に悪影響を与えることが懸念

このため、化学物質の製造・取扱いや環境への排出の規制及び化学物質の管理に関する制度が順次整備

現在は、自主的な化学物質管理の取組みの促進を基盤としつつ、有害性の高い物質や排出量の多い物質・施設については、個別法に基づき環境への排出等を規制

#### 主な対策

製造や取扱い段階での規制

例)

- ・化学物質審査規制法（化審法）
  - 新規化学物質の事前審査制度
  - 難分解・高蓄積・長期毒性を有する化学物質の製造等の規制
- ・農薬取締法
  - 登録保留基準、残留農薬基準、農薬使用基準の設定
- ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
  - 家庭用品中含有量等の規制基準の設定

環境への排出段階での規制

例)

- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法等により有害化学物質の排出を規制
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例により、有害化学物質や炭化水素類の排出を規制

自主的取組みの促進

- ・P R T R 法〔特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律〕
  - 国の指針に留意した管理、排出量等の把握・届出
  - 化学物質の取扱情報の提供
- ・大気汚染防止法による取組推進の枠組み
  - 有害大気汚染物質対策、揮発性有機化合物対策
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき制定した「大阪府化学物質適正管理指針」により自主的取組みを促進

## 2 揮発性有機化合物対策について

### 揮発性有機化合物とは

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物  
代表的な物質はトルエン、キシレンなどであり、主なもので約200種類  
(塗料、インキ等に溶剤として含まれるものが多い。)  
光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因物質の一つ

### 大阪府における対策

大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年11月施行)による規制  
届出施設

- 1) 対象施設 9発生源・24種類の施設(貯蔵、塗装、印刷等)
- 2) 規制基準 設備構造基準、原料使用基準(塗装、印刷、接着)

届出工場等 工場全体の許容排出量の規制(大規模塗装工場)  
排出抑制対策推進要綱(平成8年1月施行)による自主的な取組みの促進  
タンクローリーや建築現場塗装などの排出抑制対策を促進

### 国における対策

改正大気汚染防止法(平成18年4月1日全面施行)の概要

<排出規制と事業者の自主的取組の組合せ>

排出規制

- 1) 対象施設 6発生源・9種類の施設(貯蔵、塗装、印刷等)  
大規模な施設が対象
- 2) 規制基準 排出口における排出濃度基準  
既設施設への適用は平成22年3月まで猶予

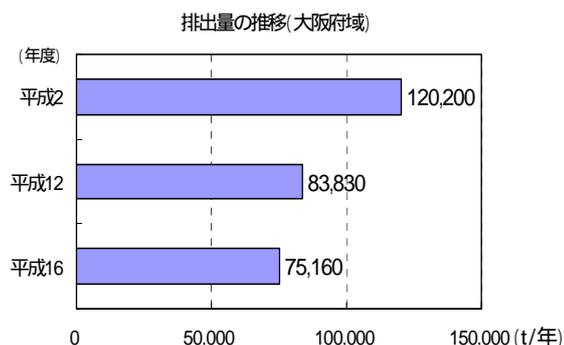
事業者の自主的取組

自主的取組の促進方策や検証の枠組みについては、中央環境審議会で  
検討中

- 1) 個別企業及び業界団体による計画・指針の作成
- 2) 取組についての自己検証・評価などの報告・公表
- 3) 未対応の業界・事業者への対応

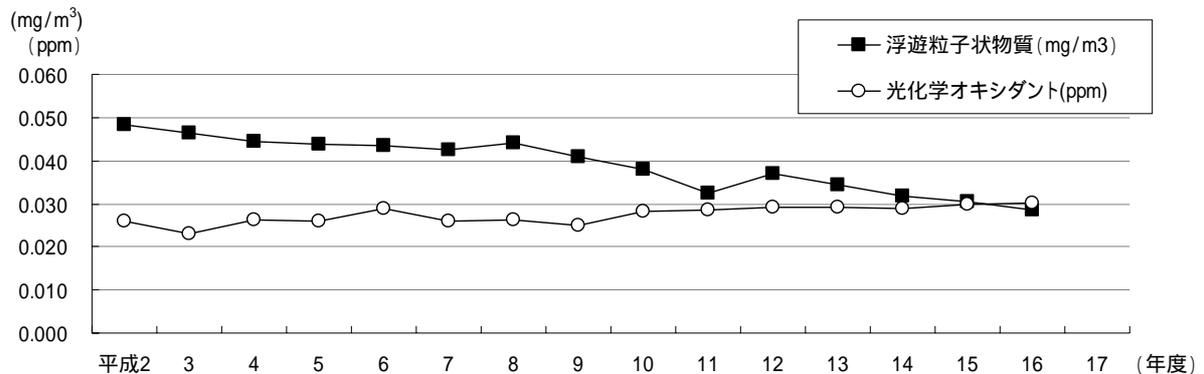
### 大阪府域の揮発性有機化合物排出量

固定発生源からの排出量は、  
平成2年度の約12万t/年から、  
12年度は約8万4千t/年(30%減)、  
16年度は約7万5千t/年(37%減)

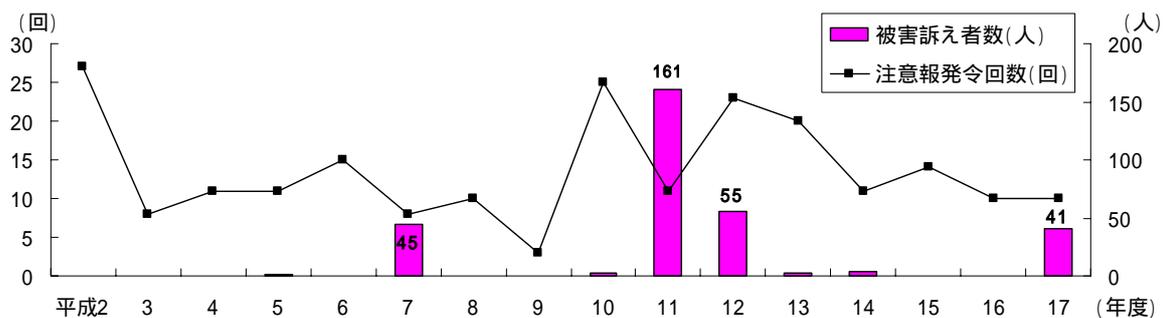


## 揮発性有機化合物が関係する大気汚染の状況（大阪府域）

浮遊粒子状物質は低下傾向、光化学オキシダントは近年横ばい



光化学スモッグ注意報の発令回数は長期的には横ばいだが、毎年10回前後の発令があり、数十人～百人規模の被害の訴えがある年もある。



## 揮発性有機化合物対策に関する課題

光化学スモッグの発生状況を見ると、原因物質の一つである揮発性有機化合物について、一層の排出抑制が必要

府条例に基づく対策のこれまでの成果等を踏まえ、自主的取組を含む法制度との整合を図りつつ、効果的な排出抑制方策のあり方の検討が必要

### 3 化学物質の自主的取組みの促進について

#### 大阪府における対策

大阪府化学物質適正管理指針（府条例に基づき制定、平成7年5月施行）による自主的取組みの促進

- 目的 大気中への排出の抑制
- 対象物質 人の健康・生活環境に影響を生ずるおそれのある化学物質（123物質）
- 対象事業者 製造業で、一定量以上の管理物質を取扱う事業所
- 事業者の責務 管理規定類の作成・報告、管理組織の整備、取扱量（使用量・製造量）の記録・報告、従業員教育、事故時の措置・報告など

#### 国における対策

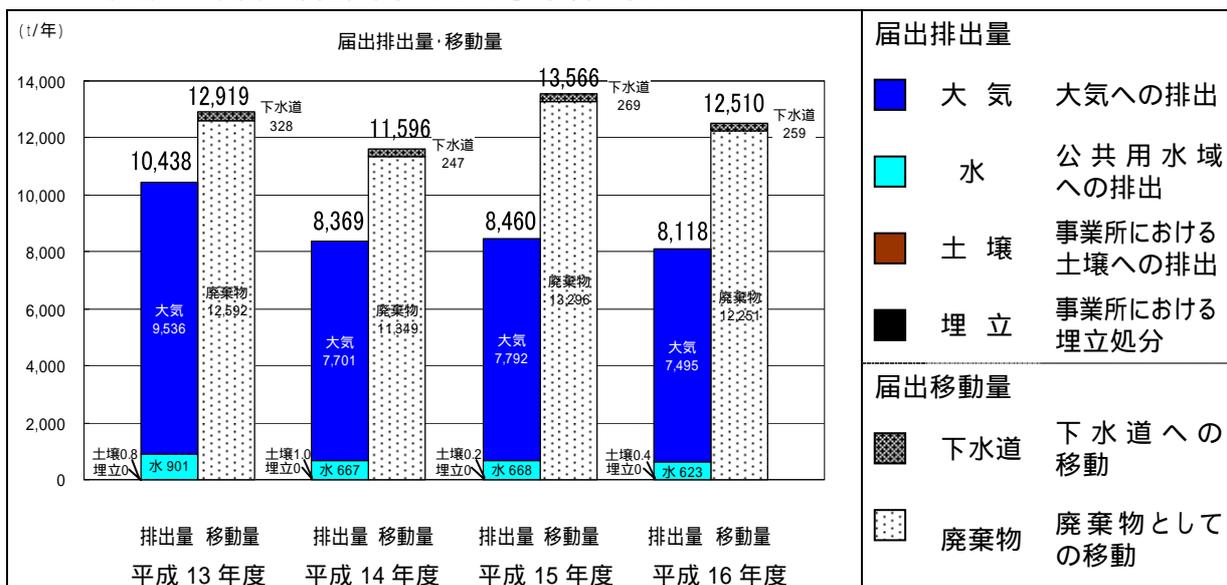
PRTR法〔特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律〕（平成13年4月施行）による自主的取組みの促進

- 目的 事業者による自主管理の改善促進
- 対象物質 有害性のある化学物質（435物質）
- 対象事業者 製造業等23業種で、対象化学物質を取扱う事業者
- 事業者の責務 国の指針に留意した管理、排出量等の把握・届出（PRTR制度）、取扱情報の提供（MSDS制度）

#### 大阪府域の化学物質排出量（PRTRデータ）

届出排出量・移動量

平成14年度は平成13年度に比べて減少、その後、横ばい傾向  
平成15年度に届出対象となる事業者が拡大

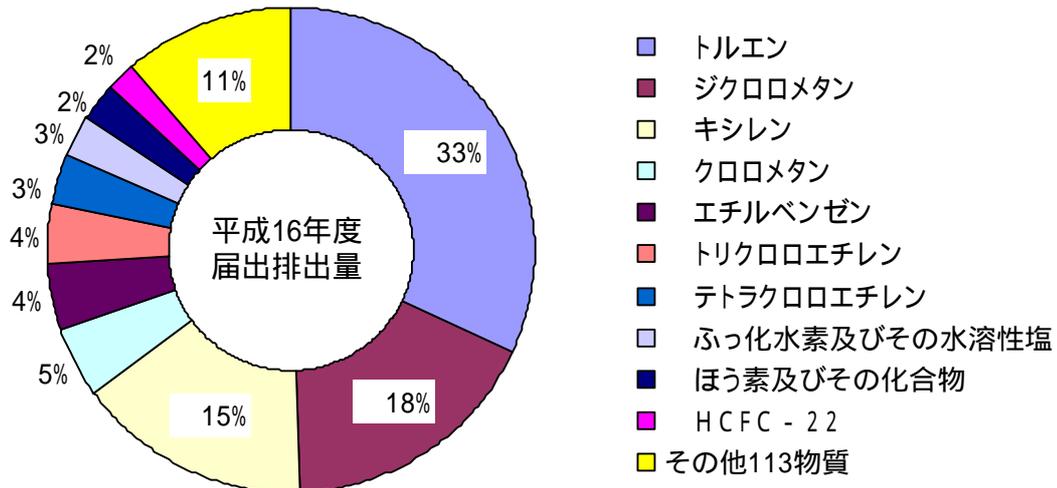


### 届出・推計の合計排出量

平成 16 年度は約 28,000 トンで、愛知県、東京都、静岡県、埼玉県に次いで全国 5 位

### 排出された化学物質の種類

合成原料や溶剤に用いられているトルエン、ジクロロメタン、キシレンなどの排出量が多い



### 化学物質対策に関する課題

事業者の自主的な取組みを促進するための管理の仕組みの整備が必要

府条例と法の整合を図るとともに、法の規定を補完することが必要

- ・ 対象範囲 : 大気への排出抑制だけでなく、水への排出抑制や廃棄物の減量化までを対象とした総合的な化学物質管理が必要
- ・ 対象物質 : P R T R 法の対象物質選定の考え方を踏まえ見直しが必要
- ・ 情報の把握等 : 化学物質管理に係る基礎的な情報である化学物質取扱量等を把握・届出する仕組みが必要

事故や自然災害など緊急事態発生時の危機管理対策の検討が必要

## 4 スケジュール

平成 1 8 年 3 月 2 7 日	諮問
平成 1 8 年 8 月頃	中間報告
平成 1 8 年 1 1 月頃	答申